平成２７年（フ）第３８号
岡山県津山市八出582番地
債務者　小島　　愛
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１１８号
香川県高松市藤塚町１丁目２番25号　藤塚岩清尾マンション509号室
債務者　本田　　稔
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２号
青森県八戸市西白山台１丁目９番９号トゥールモンド202号、前住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字黒沢35番地70
債務者　越田　王子（旧姓鬼柳）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
仙台市若林区大和町５丁目11番40―1118号
債務者　伴瀬　悦夫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
宮城県多賀城市新田字後12番地の16　フレンドパル102
債務者　西宮　緩奈
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
仙台市若林区大和町１丁目19番３―301号
債務者　菊地　明美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
仙台市太白区上野山１丁目１番46号　プラーノみなもと202
債務者　清水　直美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2383番地５
債務者　羽山　博光
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０３号
茨城県ひたちなか市大字市毛622番地32
債務者　落合　　修
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０４号
茨城県ひたちなか市大字市毛622番地32
債務者　落合久仁子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２号
茨城県水戸市藤が原２丁目１番地の１　県営藤が原アパート２棟103号
債務者　高山　裕一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１５４号
茨城県水戸市千波町1663番地の12　キャッスル葉山101号
債務者　五嶋美予子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１７号
栃木県宇都宮市鶴田町3397番地８　鶴田ハイツ302、前住所栃木県宇都宮市若松原１丁目９番13号
債務者　鈴木　博之
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５号
千葉県木更津市十日市場357番地５
債務者　相川　嶺英
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第４９号
千葉県木更津市太田４丁目１番21号　グループホームふるさと・木更津
債務者　瀬能　克巳
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５２号
千葉県富津市大堀1100番地の１
債務者　齋藤　昭子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１１号
千葉県鴨川市前原126番地
債務者　久保　　光
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所館山支部